

●香川県公告第三百十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年五月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 意見の対象となった届出に係る公告
平成十七年香川県公告第十七号
- 二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
コープ扇町・ふとんとギフトのカネチ 高松市扇町二丁目三六〇番二ほか
- 三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要
市道兵庫町西通町線、市道扇町七号線共に道幅が狭く見通しが悪いため、道路を出る車両が左右の確認ができるように、敷地内へカーブミラーの設置が望ましい。
- 四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
該当なし
- 五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - 1 縦覧場所
香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課
 - 2 縦覧期間
平成十七年五月二十日（金曜日）から同年六月二十日（月曜日）まで